

令和7年 川崎市提案（共同提案含む） 提案内容と結果 （9件）

	提案内容	対応結果	対応方針等
1	住居表示業務・システムの共通化	対応可	住居表示に関する法律（昭37法119） 市区町村が行う住居表示業務については、住居番号等を管理するための住居表示台帳を紙管理していることによる市区町村の事務負担を軽減するため、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、住所・所在地関係データベース（アドレス・ベース・レジストリ）に効率的にデータを蓄積できる仕組みの構築を念頭に、国・地方を通じたトータルコストを最小化する方策を検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
2	太陽光発電等で発電した電力の自己託送要件の緩和	対応可	電気事業法（昭39法170） 自己託送（2条1項5号ロ）については、「自己託送に係る指針」（平26資源エネルギー庁）において、一般送配電事業者（2条1項9号）が、要件に該当することを確認するに当たり、判断に疑義が生じる場合には、資源エネルギー庁や供給区域を管轄する経済産業局に確認が可能としていることを踏まえ、問合せ先をホームページに公表した。 [措置済み（資源エネルギー庁ホームページ「自己託送に関するQ&A」にて公表）]
3	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関の指定を不要とすること	対応可	難病の患者に対する医療等に関する法律（平26法50）、特定疾患治療研究事業及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 特定医療費の支給における指定医療機関の指定（14条）、特定疾患治療研究事業及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業における契約医療機関との契約等に関する事務については、都道府県等の事務負担を軽減するため、その運用において参考となる事例を整理し、都道府県等に令和8年中に通知する。
4	「WAM NET」上での医療法人の事業報告書等の閲覧を可能とすること	対応可	医療法（昭23法205） 福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAM NET）における医療法人の事業報告書等に係る業務等については、以下のとおりとする。 ・事業報告書等の届出（52条1項）については、当該システムの活用に関する医療法人に対する働きかけを継続し、令和8年中に文書で周知する。 ・当該システムに届出があった事業報告書等の閲覧用の電子媒体を都道府県側がダウンロードする機能の改善については、地方公共団体の意見を踏まえつつ、システム改修を行う方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・当該システムにおいて事業報告書等の閲覧を可能とすることの可否については、「経済・財政新生計画改革実行プログラム2024」（令和6年12月26日経済財政諮問会議決定）を踏まえ、医療法人の法的位置付けや社会福祉法人との相違の観点から、引き続き検討する。

5	建築基準法第15条に基づく工事届・除却届における建築主事の経由事務の廃止	対応可	<p>建築基準法（昭25法201） 建築物を建築しようとする場合又は除却しようとする場合の届出（15条1項）については、建築確認電子申請受付システムを活用し、AI等を活用したエラーチェック機能の導入等、建築主事及び建築副主事並びに都道府県の事務負担を軽減する方策について整理した上で、オンラインによる提出を令和9年4月から可能とするよう必要な取組を進める。</p> <p>上記のシステムの運用状況を踏まえ、基幹統計調査として求められる統計の品質の確保を前提に、建築主事又は建築副主事の経由事務及び都道府県による建築統計の作成や国への送付等に関する事務（同条4項）の廃止について検討し、令和9年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>また、当面の措置として、令和8年度中に建築着工統計データ管理システムを改修し、建築主事及び建築副主事並びに都道府県による事務の簡素化を図る。</p>
6	診療報酬における「地域加算」の見直し	その他	関係府省における予算編成過程での検討を求めるものとして処理されたもの
7	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金における補助上限額の見直し	その他	関係府省における予算編成過程での検討を求めるものとして処理されたもの
8	医療費助成制度の整理・簡素化等	対応不可	提案募集の対象外として整理されたもの
9	臨床研修医の募集定員設定の算定基準の指針発出	対応不可	提案募集の対象外として整理されたもの

令和7年 指定都市市長会提案 提案内容と結果 (36件)

	提案内容	対応結果	対応方針等
1	自立支援医療制度等における受給者証への加入医療保険情報の印字の省略	対応可	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123）自立支援医療（5条25項）に係る受給者証については、加入医療保険の記号及び番号の記載の省略が可能であることについて、地方公共団体に令和7年度中に通知する。
2	「調査・照会（一斉調査）システム」の仕様、名称及び運用方法の見直し	対応可	一斉通知・調査システムについては、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・「経由調査の一斉調査システムの利用拡大等に係る共通化推進方針」（令7内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省）を踏まえ、地方公共団体を対象とした通知、調査及び照会業務については、一斉通知・調査システムを積極的に活用するよう、関係府省庁に通知した。 ・[措置済み（令和7年7月16日付け総務省地域力創造グループ地域情報化企画室長、内閣官房行政改革推進本部事務局参事官通知）] ・国から地方公共団体に送付される調査依頼に関する自動通知メールについては、地方公共団体が当該メールの内容により調査の概要を把握しやすくなるよう、当該メールにおいて調査の概要や提出期限を必ず記載することとするなどの運用改善について、令和7年度中に関係府省庁へ通知する。 ・国から調査依頼を受けた全ての依頼先担当名について、地方公共団体が当該システム上で確認できるよう、当該システムを改修する方向で検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
3	産・育休代替教員の安定的確保のための加配定数の要件緩和	対応可	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭33法116）教職員定数の加配事項の適用（7条2項及び15条）については、産・育休代替となることを前提として任用されている教師が、やむを得ない事情により当初の予定よりも早期に産休取得教師に代わり学級担任の業務を担う場合においても、直ちに加配定数の返還を求めるものではなく、個別の状況に応じた柔軟な対応が可能である旨、地方公共団体に周知した。 [措置済み（令和7年7月10日・14日公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律に関する説明会）]
4	外部監査人等に係る告示事項の見直し	対応可	地方自治法（昭22法67） 監査委員が監査の事務を補助する者（以下この事項において「外部監査人補助者」という。）に係る協議が調った場合等に告示すべき事項（252条の32第2項及び9項）及び地方公共団体の長が包括外部監査契約又は個別外部監査契約を締結した場合に告示すべき事項（施行令174条の49の28第1号及び174条の49の35第1号）については、当該制度の趣旨を踏まえつつ、外部監査人補助者等の個人情報保護の観点から、住所の記載内容の見直しについて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
5	保育施設の栄養士等及び調理員の配置基準等の見直し	その他	関係府省における予算編成過程での検討を求めるものとして処理されたもの
6	学びの多様化学校の用に供する既存施設の改修に係る学校施設環境改善交付金の交付期限の延長	対応不可	改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とするものとして処理されたもの

	提案内容	対応結果	対応方針等
7	国勢調査結果の事前提供範囲の拡大	対応可	統計法（平19法53） 国勢調査（5条2項）の公表期日前統計情報等については、指定都市に内部統制体制の整備等（地方自治法（昭22法67）150条）が義務付けられていること等を踏まえ、指定都市への共有を可能とすることについて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
8	地価公示に係る事項を記載した書面等の閲覧方法の見直し	対応可	地価公示法（昭44法49） 公示に係る事項を記載した書面等の閲覧（7条2項）については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平14法151）等の規定に基づいて、インターネットを利用した閲覧を可能とする場合には、事務所での閲覧に係る図書の備付けは不要であることを明確化しその運用に当たっての留意事項を含め、地方公共団体に令和7年度中に通知する。
9	出入国在留管理局における納税状況調査の見直し	対応可	出入国管理及び難民認定法（昭26令319） 在留資格の変更（20条）及び在留期間の更新（21条）等の申請については、申請人の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減のため、必要な住民税納税情報の項目及び年数について見直しを検討した上で、住民税納税情報をマイナンバー制度における情報連携の対象に追加することにより、住民税納税証明書の提出の省略を可能とすることについて検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、情報連携が可能となるまでの間において、電子的な手段による公用照会を含め、市区町村の事務負担を軽減する方策を検討し、可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
10	道府県民税の狩猟税の低税率制度について、都道府県において事務が完結するようにすること	対応可	地方税法（昭25法226） 狩猟税（700条の51）の課税における軽減税率（700条の52第1項2号又は4号）の適用の判定については、必要な情報をマイナンバー制度における情報連携の対象に追加することを含め、当該判定事務におけるマイナンバー情報連携の利活用の促進方策について検討し、令和10年度を目途に可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
11	配当割額・株式等譲渡所得割額の還付金について再賦課決定により返戻が必要となった場合における還付金を個人住民税の不足税額として徴収可能とすること	対応可	地方税法（昭25法226） 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除不足額の還付（314条の9第2項及び3項）が行われた後に税額変更の賦課決定があり、控除不足額が減額となる場合に生じる債権については、当該債権の法的性格や地方公共団体の課税実務等を踏まえつつ、当該債権の徴収における取扱いの見直しについて検討し、令和8年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
12	戸籍情報連携システムにおけるデータ反映等の迅速化等	対応可	戸籍法（昭22法224） 届書等（120条の4第1項）に係る事務については、届書等を受理した市区町村及び本籍地の市区町村による届出等に係る情報の戸籍情報連携システムへの送信状況及び同システムから市区町村の戸籍情報システムへの通知状況の確認が円滑に行えるよう、市区町村の戸籍情報システムの機能を踏まえつつ、戸籍情報連携システムにおける処理プロセスを含むマニュアル等を作成し、令和7年度中に市区町村に通知する。
13	街区表示板の設置義務に関する要件緩和	対応可	住居表示に関する法律（昭37法119） 街区表示板の設置（8条1項）については、市区町村の事務負担を軽減するため、告示を改正し、設置場所等に係る基準を緩和することについて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案内容	対応結果	対応方針等
14	住民票の写しや戸籍謄本等の証明書に係る請求から保管までをデジタル完結するプラットフォームの構築	対応可	住民基本台帳法（昭42法81） 住民票の写し等の交付（12条から12条の4）のオンライン化については、なりすましの防止等に係るセキュリティの観点や、費用対効果等の観点を踏まえて検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
15	生活保護法による医療扶助運営要領の様式第13号における医療要否意見書の公印の省略	対応可	生活保護法（昭25法144） 医療要否意見書における公印（「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭36厚生省社会局長通知）様式第13号）については、省略が可能となるよう地方公共団体の意見も踏まえ、課題を精査した上で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
16	介護給付等に係る負担上限月額を職権で決定可能とすること	対応可	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123） 指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額（施行令17条）の認定については、市区町村が負担上限月額等の算定に必要な事項をマイナンバー制度における情報連携等によって確認できる場合、支給決定障害者等（5条24項）による申請書等の提出（支給申請時における申請書の提出を除く。）の省略が可能であることを明確化し、市区町村に令和7年度中に通知する。
17	生活困窮者自立支援統計システムの機能改善	対応可	生活困窮者自立支援法（平25法105） 生活困窮者自立支援統計システムについては、地方公共団体における事務の効率化を図るため、支援方針を情報集約する機能等について検討し、令和9年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
18	遺留財産の管理など身寄りのない遺体に係る事務マニュアルの作成	対応可	行旅病人及行旅死亡人取扱法（明32法93）、墓地、埋葬等に関する法律（昭23法48）及び生活保護法（昭25法144） 市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が保管する遺留金銭等の取扱いについては、市町村の円滑な事務の実施に資するよう、令和7年度に実施する調査研究事業の結果等を踏まえ、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」（令3厚生労働省、法務省）の改訂を含め検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
19	障害児通所給付の更新時における障害児又は保護者との面談を電話での聴き取り等による対応でも可能とすること	対応可	児童福祉法（昭22法164） 障害児通所給付決定の更新に係る障害児又は障害児の保護者との面接（21条の5の6第2項）については、通所給付決定事務の実態を踏まえ、オンライン等での面接の可否について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案内容	対応結果	対応方針等
20	<p>生活衛生関係営業施設に係る開設届等のオンライン化</p> <p>【提案と類似の支障を有する制度等】 病院・診療所・助産所の開設、認定こども園の認定申請等（名古屋市／こども家庭庁、厚生労働省）</p>	対応可	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77） 行政手続のオンライン化に向け、認定こども園の認定申請（3条1項及び3項並びに4条1項）等の添付書類については、写しの使用が可能であることを、地方公共団体に令和7年度中に通知する。</p> <p>あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭22法217）、理容師法（昭22法234）、医療法（昭23法205）、クリーニング業法（昭25法207）、毒物及び劇物取締法（昭25法303）、麻薬及び向精神薬取締法（昭28法14）、歯科技工士法（昭30法168）、美容師法（昭32法163）、臨床検査技師等に関する法律（昭33法76）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭35法145）及び柔道整復師法（昭45法19）</p> <p>（i）行政手続のオンライン化に向け、以下に掲げる手続の添付書類については、写しの使用が可能であることを、地方公共団体に通知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理容所の開設の届出（理容師法11条1項）等 ・美容所の開設の届出（美容師法11条1項）等 ・クリーニング所の開設の届出（クリーニング業法5条1項）等 ・毒物又は劇物の販売業の登録の申請（毒物及び劇物取締法4条2項）、特定毒物研究者の許可の申請（同法6条の2第1項）及び毒物劇物取扱責任者の設置の届出（同法7条3項）等 ・麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許申請（麻薬及び向精神薬取締法3条1項及び50条1項）等 ・薬局の開設の許可（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律4条1項）、店舗販売業の許可（同法26条1項）、高度医療機器等の販売業及び貸与業の許可（同法39条2項）並びに管理医療機器の販売業及び貸与業の届出（同法39条の3第1項）等 <p>[措置済み（令和7年11月7日付け厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知、令和7年12月12日付け厚生労働省医薬局総務課長、医薬品審査管理課長、医療機器審査管理課長、医薬安全対策課長、監視指導・麻薬対策課長通知）]</p> <p>（ii）行政手続のオンライン化に向け、以下に掲げる手続の添付書類については、写しの使用が可能であることを、地方公共団体に令和7年度中に通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院等の開設許可（医療法7条1項）、診療所又は助産所の開設届出（同法8条）等 ・歯科技工所の届出（歯科技工士法21条1項）等 ・衛生検査所の登録（臨床検査技師等に関する法律20条の3第1項）等 <p>（iii）理容師及び美容師の資格情報については、令和8年度に理容師及び美容師免許の登録事務に係るシステムとの連携を予定している国家資格等情報連携・活用システムを活用することで公益財団法人理容師美容師試験研修センターへの照会に代える運用方法等を検討し、可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>（iv）施術所の開設の届出（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律9条の2第1項及び柔道整復師法19条1項）等に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムの活用状況を踏まえつつ、オンライン化の可否を検討し、可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

	提案内容	対応結果	対応方針等
21	<p>事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担金の返還要件の見直し</p> <p>【提案と類似の支障を有する制度等】 災害援護資金（岩手県、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、福島県、熊本市／内閣府）</p>	対応可	<p>児童福祉法（昭22法164）、国民健康保険法（昭33法192）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123） 各法令等に基づく事業者等の不正利得の徴収（児童福祉法57条の2第2項、国民健康保険法65条3項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律8条2項）に当たっての国への返還金については、全国における実態調査を行った上で、関係府省庁と協議の上、他の国庫補助金等の状況も踏まえて対応について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>【提案と類似の支障を有する制度等】 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭48法82）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平23法40） 災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律10条）については、以下のとおりとする。 ・災害弔慰金の支給等に関する法律の特例（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律103条）に基づく災害援護資金の貸付けに係る償還免除の対象範囲については、平成23年以降貸付けを行った東日本大震災に係る災害援護資金について、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平23政令131）13条5項に定める最終支払期日から10年を最初に経過するまでに、災害援護資金の償還状況に係る実態調査を行い、その結果や被災地方公共団体の意見を踏まえ検討し、結論を得る。 ・東日本大震災以外の災害に係る災害援護資金の償還については、被災地方公共団体の意見や償還状況を踏まえ、個別に対応を協議する。</p>
22	<p>国民健康保険療養費等支給申請による証拠書類等の電子データの提出を可能とすること、既に現行制度で可能な場合はその旨を文書等にて明確化すること</p>	対応可	<p>国民健康保険法（昭33法192） 国民健康保険に係る療養費等の申請における添付書類（施行規則27条2項及び27条の11第2項）については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平14法151）及び厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平15厚生労働省令40）に基づき、地方公共団体の判断によりオンラインによる提出が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和7年度中に通知する。</p>
23	<p>特定医療費（指定難病）受給者証表示項目保険者情報等の削除</p>	対応可	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平26法50） 指定難病の医療費助成制度に係る医療受給者証（7条4項）については、令和7年度中に健康保険法施行規則（大15内務省令36）や「難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する特定医療及び特定疾患治療研究事業による医療に関する給付の対象療養に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて」（平26厚生労働省健康局疾病対策課長通知）等を改正し、高額療養費制度の所得区分情報及び加入医療保険情報（保険者名称を含む。）の記載を不要とする。</p>
24	<p>出生届に係る氏名の振り仮名の法務局への受理照会中における児童手当制度等の取扱いの明確化</p>	対応可	<p>戸籍法（昭22法224）、住民基本台帳法（昭42法81）及び児童手当法（昭46法73） 出生届（戸籍法49条）の審査において名の振り仮名（同法13条1項2号）が一般の読み方（同条2項）として認められるものであるか疑義が生じた場合については、当該出生届については名の振り仮名を空欄として受理した上で、住民票について名の振り仮名（住民基本台帳法7条1の2号）を空欄として作成が可能であること、また、名の振り仮名が空欄であっても児童手当の認定の請求（児童手当法7条1項）を受理することが可能であることを明確化し、それぞれ市区町村の戸籍、住民基本台帳及び児童手当の各担当部署に令和7年度中に通知する。</p>

	提案内容	対応結果	対応方針等
25	児童扶養手当の算定における公的年金等の控除の見直し	対応可	児童扶養手当法（昭36法238） 児童扶養手当と公的年金等の併給調整（13条の2）については、以下のとおりとする。 ・調査を令和8年度中に実施し、児童扶養手当と老齢年金の併給調整の対象となっているひとり親家庭等の実情を把握した上で、ひとり親家庭等の生活の安定に資する方策について検討する。 ・当面の措置として、市区町村の負担軽減に資するよう、市区町村の意見を踏まえつつ、令和8年度中に児童扶養手当の申請者に対する説明資料を作成し、提供する。
26	空き家の発生を抑制するための譲渡所得税の特例措置における提出書類の見直し	対応可	租税特別措置法（昭32法26） 相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例（35条3項）については、以下のとおりとする。 ・被相続人居住用家屋等確認書（施行規則18条の2第2項2号）に係る申請書の添付書類については、「原則コピー不可」とされているものについても写しによる提出が可能である旨を、市区町村に令和7年度中に周知する。 ・当該確認書の発行事務については、申請者及び市区町村の事務負担を軽減する方向で、その在り方について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づく情報提供の範囲の明確化	対応可	地方公務員法（昭25法261）及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平26法127） 空家等の所有者等に関する情報の利用等（空家等対策の推進に関する特別措置法10条3項）については、当該所有者等の把握に関し必要な情報として、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が保有する福祉部局等所管の介護保険等の情報を提供するよう他の市町村長から求めがあった場合、同法の施行のために必要な限度において地方公務員法34条の守秘義務に抵触することなく情報提供することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和7年度中に通知する。
28	行政手続のデジタル基盤の統一化による業務効率化	対応可	社会資本整備総合交付金以外の国土交通省所管の補助金 社会資本整備総合交付金以外の国土交通省所管の補助金に係る事務手続については、補助事業者の事務負担の軽減のため、様式の簡素化・統一化等を行う方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
29	都市計画法に基づく都道府県知事による都市計画事業認可の施行期間の適正化	対応可	都市計画法（昭43法100） 「街路交通事業事務必携」（発行：公益社団法人日本交通計画協会）（監修：国土交通省都市局街路交通施設課）における都市計画事業の標準的な目安期間に関する記載内容については、当該事業ごとの事業施行期間の適切な設定に資するため、令和7年度の改定において削除されるよう監修を行った。 [措置済み（令和7年10月20日付け「街路交通事業事務必携（令和7年版）」）]
30	特定車両停留施設の申請許可手続きのデジタル化	対応可	道路法（昭27法180） 特定車両停留施設に係る許可申請手続（施行規則4条の19第1項）については、事業者及び道路管理者の事務負担の軽減に資するよう、オンライン申請に係るシステムを令和9年度中に構築する。
31	ふるさと納税に係る指定制度の運用に関する総務省通知の早期発出等	対応不可	最終的に未対応となったもの

	提案内容	対応結果	対応方針等
32	市町村長が空き家空き地対策として管理命令を請求した財産の売却益を市町村に帰属させること	対応不可	最終的に未対応となったもの
33	当選人決定の告示並びに収支報告書における候補者及び出納責任者に係る住所の記載の変更	対応不可	最終的に未対応となったもの
34	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金制度の運用改善	その他	関係府省における予算編成過程での検討を求めるものとして処理されたもの
35	特定医療費助成の高額難病治療継続者の該当基準の見直し及び非課税者の負担上限月額算定で非課税所得を算定対象外とすること	その他	関係府省における予算編成過程での検討を求めるものとして処理されたもの
36	地域医療介護総合確保基金の大都市配分枠確保等の運用改善	対応不可	改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とするものとして処理されたもの

令和7年 他都市提案への共同参画 提案内容と結果 (対応可能：121件中92件)

※ 対応可能となったもののみ記載

	提案内容	対応方針等
1	死亡叙勲の上申書類提出期限の延長	<p>栄典関係事務 栄典制度における推薦手続等については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・叙位・死亡叙勲に係る申請書類の総務省への提出時期について、「死亡日を含み2週間以内」を「内閣府提出期限の5日前まで」とするよう、令和7年度中に「栄典関係事務提要（地方自治関係）」（令6総務省大臣官房長通知）を改正し、令和8年度から運用を開始する。
2	政府共通決済基盤における決済一覧画面上で各手続の名称を確認可能とする等の機能改善	<p>政府共通決済基盤 政府共通決済基盤を活用した手数料等の収納については、市区町村の事務負担を軽減するため、特定の期間における各種申請に係る決済情報の一覧が申請手続の所管課ごとに出力可能となるよう、令和7年度中にマイナポータル申請管理を改修する。</p>
3	びったりサービスにおいて様式の編集権限を設定可能とすること	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） マイナポータルのサービス検索・電子申請機能については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請様式の作成については、マイナポータルの次期オンライン申請サービスにおいて、他の市区町村が作成した申請様式の複写を可能とすること、LGWANに接続された端末から申請様式のフローのプレビューを可能とすること及び他のアカウントで作成された申請様式の誤編集を防止することについて検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
4	リモート署名に対応した地方公共団体組織認証基盤の文書等署名用職責証明書の発行	<p>地方公共団体組織認証基盤 地方公共団体情報システム機構が地方公共団体組織認証基盤において作成する文書等署名用職責証明書（以下この事項において「職責証明書」という。）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職責証明書の発行名義を首長以外に拡大するとともに、同一名義の職責証明書を複数枚発行することを可能とした。 <p>[措置済み（令和7年6月20日付けLGWAN便り）] ・リモート署名方式を導入することの必要性について、地方公共団体情報システム機構に情報提供し、同機構において検討することを確認した。</p> <p>[措置済み（令和7年8月19日リモート署名に関する意見交換）]</p>

	提案内容	対応方針等
5	びったりサービスにおけるサービス・制度追加等の機能拡充	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） マイナポータルサービスの検索・電子申請機能については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請様式の作成については、マイナポータルの次期オンライン申請サービスにおいて、他の市区町村が作成した申請様式の複写を可能とすること、LGWANに接続された端末から申請様式のフローのプレビューを可能とすること及び他のアカウントで作成された申請様式の誤編集を防止することについて検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・電子申請に係る機能については、マイナポータルの次期オンライン申請サービスにおいて、入力項目に適したソフトウェアキーボードを表示すること、申請者の入力内容に応じて添付書類の可否を切り替えること及び個人番号の誤入力を防止する方策について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・電子申請可能な手続を掲載する「サービス・制度」については、申請者及び地方公共団体の利便性向上に資するよう、「サービス・制度」に追加を希望する項目について地方公共団体へ調査を行った上で制度所管府省庁と検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・地方公共団体から申請者へ通知する決済依頼等の電子メールの宛先については、申請者及び地方公共団体の利便性向上に資するよう、マイナポータルの次期オンライン申請サービスにおいて、マイナポータルに登録された宛先に統一することについて検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
6	内閣府の栄典制度の推薦事務の見直し	<p>栄典関係事務 栄典制度における推薦手続等については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄典環境に係る叙勲受章時に既に協議済みの事案について、叙位推薦時に改めて協議することは不要である旨を明確化し、令和7年度中に栄典関係事務を所管する各府省庁に通知する。 ・叙位・死亡叙勲に係る申請書類の総務省への提出時期について、「死亡日を含み2週間以内」を「内閣府提出期限の5日前まで」とするよう、令和7年度中に「栄典関係事務提要（地方自治関係）」（令6総務省大臣官房長通知）を改正し、令和8年度から運用を開始する。
7	eLTAXにおける年金支払報告書のダウンロード機能の見直し	<p>地方税法（昭25法226） 市区町村に提出される公的年金等支払報告書（施行規則10条）については、地方税ポータルシステム（eLTAX）から当該報告書出力する際、給与支払報告書と同様に、特定の年分のみ電子データで出力することを可能とする機能の必要性について、地方税共同機構に情報提供し、同機構において検討することを確認した。 〔措置済み（令和7年6月10日ほか地方税ポータルシステム（eLTAX）に関する意見交換）〕</p>
8	過年度課税分の変更時における特別徴収税額決定通知の見直し	<p>地方税法（昭25法226） 給与所得に係る特別徴収税額の変更通知（321条の6第1項）については、市区町村の判断によって、特別徴収義務者に送付するための過年度分の当該通知作成の有無を選択できるよう、税務システムの標準仕様書の改定について検討し、結論を得る。その結果に基づいて令和8年夏を目途に必要な措置を講ずる。</p>

	提案内容	対応方針等
9	土地開発公社等の解散に伴う清算手続における公告回数の見直し	<p>港湾法（昭25法218）、地方住宅供給公社法（昭40法124）、地方道路公社法（昭45法82）、公有地の拡大の推進に関する法律（昭47法66）、広域臨海環境整備センター法（昭56法76）及び地方独立行政法人法（平15法118）</p> <p>以下に掲げる法人の清算人による債権者に対する債権申出の催告に関する公告（港湾法10条の8第1項、地方住宅供給公社法37条の6第1項、地方道路公社法35条の6第1項、公有地の拡大の推進に関する法律22条の8第1項、広域臨海環境整備センター法30条の6第1項及び地方独立行政法人法96条1項）については、その回数を3回以上から1回とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港務局 ・地方住宅供給公社 ・地方道路公社 ・土地開発公社 ・広域臨海環境整備センター ・地方独立行政法人
10	労務費の適切な転嫁に係る具体的方策の明示	<p>建設コンサルタント業務の契約に係る事務</p> <p>建設コンサルタント業務の標準契約約款については、労務費の上昇時における円滑な価格交渉に資するよう、市場における労務及び資材等の取引価格の変動に基づく委託金額の変更及びその適切な算定方法に関する定め（いわゆるスライド条項）を導入することについて、建設コンサルタント業務の契約の特性を踏まえた課題を整理しつつ検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
11	土地に関する権利の移転等における届出のオンライン化及び市区町村経由事務の廃止	<p>国土利用計画法（昭49法92）</p> <p>土地売買等の事後届出（23条1項）については、届出者及び地方公共団体の負担を軽減するため、地方公共団体における事務の実態を踏まえ、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出内容に疑義が生じた場合に、都道府県が市区町村を経由して届出者へ確認することが適当かなど、地方公共団体における円滑な事務の在り方について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・政府共通の電子申請システム（e-Gov電子申請サービス）の活用、市区町村経由事務の廃止の可否について、当該システムの機能向上の状況や市区町村が果たすべき役割を踏まえて検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
12	転入届時の個人番号カードの暗証番号の省略	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）</p> <p>住民票の異動等の手続において、住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平26総務省令85）33条1項）を入力することについては、当該入力一度で完結できるよう、令和10年度中の導入を目指すこととしている次期個人番号カードに係るシステム構築に併せて措置する。</p>
13	証明書等コンビニ交付システムの共通化	<p>コンビニ交付サービスに関する事務</p> <p>標準準拠システムとコンビニ交付サービスに係る証明発行サーバ間の連携については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、当該サーバのファイル形式やデータ標準レイアウトを共通化することを含めた連携を容易にする方策について、地方公共団体における標準準拠システムへの移行の進捗状況を踏まえつつ、関係府省庁等と連携して検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

	提案内容	対応方針等
14	行政相談委員法に基づく行政相談委員の配置基準の緩和	<p>4【総務省】 (23) 行政相談委員法（昭41法99） 行政相談委員（以下この事項において「委員」という。）の委嘱に係る市区町村からの候補者の推薦については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の市区町村を担当区域とする広域的な委員の配置が可能である場合の考え方を整理し、市区町村に令和8年秋を目途に通知する。 ・上記のほか、市区町村の事務負担の軽減に資する方策について、市区町村の意見も踏まえつつ検討し、令和8年夏に予定されている次期委員の委嘱手続の開始までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
15	マイナンバーカードの更新時におけるカード返納の廃止	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） 運転免許証と一体化した個人番号カードの更新に当たり、個人番号カードと運転免許証を改めて一体化することについては、申請者の負担軽減に資するよう、更新後の個人番号カードに免許情報を自動で記録するサービスが令和7年9月から開始される旨を地方公共団体に通知した。 〔措置済み（令和7年7月28日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室通知）〕</p>
16	1歳未満の乳幼児のマイナンバーカード特急発行申請及び受取において本人の来庁を不要とすること	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） 1歳未満の申請者（施行令13条1項に規定する特定年齢未満申請者をいう。）が、個人番号カードの交付申請から1週間以内で交付を受けることができる特急発行の申出をする場合については、申請者の負担軽減の観点から、出生届と同時に交付申請書を提出する場合に限らず、申請者本人の出頭を不要とすることを検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
17	認可地縁団体の代表者・土地区画整理審議会委員選挙の当選人の住所告示（公告）の見直し	<p>地方自治法（昭22法67） 市区町村長が地縁による団体を認可地縁団体として認可した場合等に告示すべき事項（施行規則19条1項1号から3号及び6号）については、当該制度の趣旨を踏まえつつ、認可地縁団体の代表者の個人情報保護の観点から、住所の記載内容の見直しについて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>土地区画整理法（昭29法119） 土地区画整理審議会の委員の選挙における当選人の氏名及び住所の公告（施行令35条5項）については、当該制度の趣旨を踏まえつつ、個人情報保護の観点から、住所の記載内容の見直しについて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
18	導入促進基本計画の変更における調査、分析等の事務負担の軽減	<p>中小企業等経営強化法（平11法18） 導入促進基本計画（49条1項）については、市区町村の事務負担を軽減するため、計画に定める事項（同条2項）の記載例を示すとともに、他の計画等からの引用を可能とすることや、計画策定の手続の合理化等について、中小企業等の経営強化に関する基本方針（3条）を改正し、令和8年中に地方公共団体に通知する。</p>
19	営農型太陽光発電施設の設置に係る一時転用許可基準の緩和	<p>農地法（昭27法229） 営農型太陽光発電設備（施行規則30条2項）を設置する場合の農地転用許可における要件のうち、当該設備の下部の農地において栽培する農作物の単位面積当たりの収穫量（施行規則47条6号イ。以下この事項において「単収」という。）に係るものについては、同一市区町村の当該農作物のうち有機栽培によるものの平均的な単収データが整備されている場合には、当該データとの比較によって判断しても差し支えないことを明確化し、地方農政局及び地方公共団体に令和7年度中に文書で周知する。</p>

	提案内容	対応方針等
20	多面的機能支払交付金事業における提出書類の簡素化	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平26法78） 多面的機能支払交付金（3条3項1号の事業に対して補助するために交付する交付金をいう。）については、「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日閣議決定）において事務手続の簡素化等の効率化を推進していくこととしている中で、地方公共団体の意見を踏まえ、申請に係る書類の簡素化について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
21	青年等就農計画における年齢要件の見直し	農業経営基盤強化促進法（昭55法65） 施行規則1条に規定する青年の年齢については、全国の新規就農者の実態を踏まえ、課題等を整理しつつ、見直しの可否について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
22	農地利用状況調査事業における農地利用意向調査の調査対象の見直し	農地法（昭27法229） 遊休農地の所有者等に対する利用意向調査（32条1項）については、他の調査等との一体的な実施及び市区町村が独自にオンライン化することが可能であることの明確化を含め、市区町村の事務負担を軽減する方策を検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
23	職業訓練指導員試験において指導方法科目のみを受験する場合の受験資格の緩和	職業能力開発促進法（昭44法64） 職業訓練指導員試験（30条1項）については、以下の措置を講ずる。 ・職業訓練指導員試験を受けることができる者（同条3項）であれば、学科試験のうち「指導方法」のみの受験が可能であること等を都道府県に通知した。 [措置済み（令和7年10月6日付け厚生労働省人材開発統括官付参事官（人材開発政策担当）通知）]
24	森林法第10条の8に基づく伐採届における土石採取等の非林業行為による伐採の取扱いの見直し	森林法（昭26法249） 森林所有者等が市町村の長に提出する伐採及び伐採後の造林の届出書（10条の8第1項）については、土石採取事業等、森林以外の用途への一時的な転用を目的とした伐採であって、市町村が、当該用途に合理性があり、市町村森林整備計画の達成上支障がないと判断する場合には、当該事業が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して造林すべき期間を設定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和7年度中に文書で周知する。
25	林業の架線集材での繊維ロープの使用を可能とする労働安全衛生規則の見直し	労働安全衛生法（昭47法57） 林業の架線集材における繊維ロープの使用については、関係団体における摩耗、熱及び紫外線による強度低下に関する統一的な試験方法や評価方法の整備等を踏まえて、労働災害防止の観点から安全性の検証を行い、使用の可否や使用する場合の要件について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26	導入促進基本計画の策定の簡略化又は廃止	中小企業等経営強化法（平11法18） 導入促進基本計画（49条1項）については、市区町村の事務負担を軽減するため、計画に定める事項（同条2項）の記載例を示すとともに、他の計画等からの引用を可能とすることや、計画策定の手続の合理化等について、中小企業等の経営強化に関する基本方針（3条）を改正し、令和8年中に地方公共団体に通知する。
27	委託訓練の契約方法について単価契約ではなく総価契約による契約を可能とすること	職業能力開発促進法（昭44法64） 委託訓練（15条の7第3項）については、地方公共団体における適切な事業実施に資するよう、固定費が措置された場合の地方公共団体及び事業者の業務負担への影響等に関する調査を行った上で、契約方式の見直しについて検討し、令和9年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案内容	対応方針等
28	市区町村による判断機能が低下した高齢者等の一時的な財産管理を可能とすること	老人福祉法（昭38法133） 判断能力の低下した高齢者等への対応については、市区町村の適切な判断に資するよう、市区町村等による申立てに基づく後見等が開始され、又は審判前の保全処分がなされるまでの間、事務管理（民法（明29法89）697条）及び緊急事務管理（同法698条）の規定に基づき市区町村が当該高齢者等に必要な支援を行うことが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和7年度中に通知する。
29	マイナンバー情報連携の仕組みを活用した、健康保険等加入時の国民健康保険における脱退届出義務の見直し	国民健康保険法（昭33法192） 国民健康保険の事務における他の医療保険との資格重複情報を用いた職権による被保険者資格の喪失処理については、市区町村の負担を軽減する観点から、資格喪失対象者への資格喪失届の提出を求める勧奨文書の送付要件等の見直しを行い、市区町村に令和7年度中に通知する。
30	障害支援区分6の認定の有効期間の見直し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123） 障害支援区分の認定（21条1項）における区分6の有効期間（「介護給付費等の支給決定について」（平19厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第二の2）については、市区町村における認定状況を踏まえつつ、障害支援区分認定業務に係る市区町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて令和9年度中に必要な措置を講ずる。
31	介護支援専門員等の資格更新に係る研修時間の見直し等	介護保険法（平9法123） 介護支援専門員証の有効期間の更新に伴う更新研修（69条の8第2項）については、介護支援専門員及び主任介護支援専門員の負担軽減のため、社会保障審議会介護保険部会における議論を踏まえ、研修時間を分割して柔軟に受講できるようにすること等を含めた更新研修の在り方について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
32	公害医療機関の診療報酬の審査支払事務の委託	公害健康被害の補償等に関する法律（昭48法111） 公害診療報酬に係る審査支払事務については、当該事務を実施する地方公共団体に対し、外部委託（23条2項）の希望の有無、費用負担の在り方等について意向等を調査した上で、外部委託について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
33	介護職員初任者研修における通信学習方式の学習時間の取扱いの弾力化	介護保険法（平9法123） 介護職員初任者研修については、介護職員等がより受講しやすい環境を整えるため、オンラインによる実施を認めることが適切な範囲等について検討し、結論を得る。その結果に基づいて令和7年度中に必要な措置を講ずる。
34	臨床調査個人票の行政記載欄の簡素化及び指定難病患者データベースの利用を促進すること等	難病の患者に対する医療等に関する法律（平26法50） 臨床調査個人票（6条1項）の行政記載欄のうち「臨床調査個人票の記載を紙媒体で行う場合の行政記載欄の取扱いについて」（令7厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課事務連絡）に掲げる現在記入が必須となっている項目等については、都道府県等の事務負担の軽減の観点から、記載事項の更なる簡素化を行い、その旨を都道府県等へ令和7年度中を目途に通知する。あわせて、当該通知においては、臨床調査個人票のオンライン登録の促進に係る指定医療機関に対する周知について、協力要請を行う。

	提案内容	対応方針等
35	高齢者虐待通報における明らかに自立した高齢者への対応方法の見直し	<p>老人福祉法（昭38法133）及び高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平17法124）高齢者虐待への対応については、都道府県警察において虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際に、都道府県警察と市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）との間で相互に十分な意思疎通を図るとともに、必要な措置が迅速に講じられるよう、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和5年3月）」の改訂について」（令7厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）において整理されている高齢者虐待の捉え方や高齢者虐待の対象外となる事案への対応方法等について、都道府県警察と市町村との間で認識の統一が図られるよう、都道府県警察及び地方公共団体に通知した。 〔措置済み（令和7年11月19日付け警察庁生活安全局人身安全・少年課長通達）〕 ・都道府県警察から市町村に対して高齢者虐待の通報があった際に、市町村が都道府県警察に通報内容の詳細を確認した上で、事案に応じて他の関係機関に情報提供して対応している事例など、都道府県警察と市町村が連携して実施している取組について、都道府県警察及び地方公共団体に令和7年度中に通知する。
36	生活保護受給者等を主な対象とする一体的実施施設の廃止に係る基準の見直し	<p>雇用保険法（昭49法116）及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭41法132）</p> <p>生活保護受給者等を主な対象とした一体的実施施設の廃止等の基準となる支援対象者数の目安値については、生活保護の被保護世帯のうち「その他の世帯」数が他の地域と比べて相対的に少ない地域が存在する実情等を踏まえ、当該目安値の算定基礎となる「その他の世帯」数に応じて支援対象者数の区分を細分化する方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
37	地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の内示・交付決定等スケジュールの明文化及び早期化	<p>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金</p> <p>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資するよう、毎年度、交付申請に係る協議から交付決定までのスケジュールを地方公共団体に文書で周知するとともに、可能な限り早期に内示を行う。</p>
38	在宅医療における医療保険適用要件の見直し	<p>健康保険法（大11法70）</p> <p>医療保険における訪問栄養食事指導を推進するための方策については、中央社会保険医療協議会において検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
39	マイナンバーカードを活用した情報連携の強化等による保険異動時における特定疾病の認定事務の簡素化	<p>国民健康保険法（昭33法192）</p> <p>特定疾病認定申請に係る添付書類（施行規則27条の13第2項）については、被保険者の負担を軽減するため、医師等の意見書に代えて医師の診断書等により認定を受けている他制度の書類等を用いて国民健康保険に係る特定疾病認定申請を行うことも可能であることを明確化し、令和8年度中に地方公共団体に通知する。</p>
40	薬剤師及び管理栄養士資格の申請にかかる審査等の都道府県經由事務の廃止等	<p>栄養士法（昭22法245）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭25法123）及び薬剤師法（昭35法146）免許証（栄養士法4条4項及び薬剤師法7条2項）及び指定医証（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令2条の2の2）の交付事務については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン申請の開始に合わせ、オンライン申請の場合には、都道府県を経由せず、国から直接免許証等を交付する。</p>

	提案内容	対応方針等
41	<p>未回収の診療報酬返還金の国返還についての取り扱いの見直し</p> <p>【提案と類似の支障を有する制度等】 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金（埼玉県／内閣官房、内閣府、総務省）</p>	<p>児童福祉法（昭22法164）、国民健康保険法（昭33法192）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123） 各法令等に基づく事業者等の不正利得の徴収（児童福祉法57条の2第2項、国民健康保険法65条3項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律8条2項）に当たっての国への返還金については、全国における実態調査を行った上で、関係府省庁と協議の上、他の国庫補助金等の状況も踏まえて対応について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>【提案と類似の支障を有する制度等】 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち検査促進枠交付金については、事業者の不正等による返還金の徴収に当たり、都道府県の事務負担を軽減するため、不正事業者への対応状況等について調査した上で、取りまとめた情報を都道府県に令和8年中に提供する。</p>
42	<p>補助を受けて購入した介護ロボットを他の施設において再活用可能とすること</p>	<p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭30法179） 厚生労働省所管の一般会計補助金により取得した介護ロボットの財産処分については、事業者及び都道府県の事務負担を軽減するため、申請手続に関する手順等を令和7年度中にホームページで周知する。</p>
43	<p>国家資格等の免許交付のオンライン化</p>	<p>栄養士法（昭22法245）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭25法123）及び薬剤師法（昭35法146） 免許証（栄養士法4条4項及び薬剤師法7条2項）及び指定医証（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令2条の2の2）の交付事務については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン申請の開始に合わせ、オンライン申請の場合には、都道府県を経由せず、国から直接免許証等を交付する。</p> <p>医師法（昭23法201）、歯科医師法（昭23法202）、保健師助産師看護師法（昭23法203）、死体解剖保存法（昭24法204）、診療放射線技師法（昭26法226）、歯科技工士法（昭30法168）、臨床検査技師等に関する法律（昭33法76）、理学療法士及び作業療法士法（昭40法137）及び視能訓練士法（昭46法64） 免許証（医師法6条2項、歯科医師法6条2項、保健師助産師看護師法12条5項、診療放射線技師法8条1項、歯科技工士法6条2項、臨床検査技師等に関する法律6条2項、理学療法士及び作業療法士法6条2項及び視能訓練士法6条2項）及び認定証明書（死体解剖保存法4条2項）の交付事務については、国の体制整備の状況を踏まえつつ、都道府県を経由せず、国から直接免許証等を交付する方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>上記の都道府県経由事務の廃止に係る検討に当たっては、国家資格等情報連携・活用システムにおけるデジタル資格者証を免許証等の原本とすることについて、デジタル資格者証の法令上の取扱いを整理した上で、当該システムの活用状況等を踏まえつつ、検討する。</p>
44	<p>介護保険の制度改正及び報酬改定に関連する告示、通知等の全文データの公開</p>	<p>介護保険法（平9法123） 介護報酬改定に関する通知等については、介護事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、次回以降の介護報酬改定に向けて、令和9年度介護報酬改定における改正後の通知等全文をホームページに公表する方向で検討し、令和8年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

	提案内容	対応方針等
45	社会保険が同月得喪となった場合の健康保険料の算定方法の見直し	健康保険法（大11法70） 健康保険料における、被保険者が資格を取得した月と同じ月内にその資格を喪失した場合の保険料の算定については、令和7年度中に保険者や事業主等への実態調査を開始した上で、その結果を踏まえ、当該保険料の算定の在り方について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
46	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金・医療施設等災害復旧費補助金の申請における施設区分の見直し・簡素化	医療施設等災害復旧費補助金、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金 医療施設等災害復旧費補助金、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金については、申請者及び地方公共団体の補助金手続に係る事務負担を軽減する方策について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
47	大規模災害時における社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金に係る手続き等の緩和措置のルール化	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金 激甚災害の指定があった場合における社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金に係る手続については、申請者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、協議期間の延長や見積り数等の緩和措置をルール化するなどの災害復旧の円滑な実施に資する方策について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
48	令和6年能登半島地震、奥能登豪雨の災害を踏まえた社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金の要綱やマニュアル等の見直し	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金に係る手続については、申請者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、令和8年度中に質疑応答集を作成し、地方公共団体に通知する。また、以下に掲げる事項について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・寄付金等の取扱いや新たな災害によって復旧途中の施設が再度被災した場合の補助金の手続、査定方法等の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（平22厚生労働事務次官通知）等において明確化等の必要な周知を行うこと。 ・協議等に係る様式の見直しなどの事務の簡素化
49	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金における協議書様式等の見直し	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金に係る手続については、申請者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、令和8年度中に質疑応答集を作成し、地方公共団体に通知する。また、以下に掲げる事項について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・寄付金等の取扱いや新たな災害によって復旧途中の施設が再度被災した場合の補助金の手続、査定方法等の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（平22厚生労働事務次官通知）等において明確化等の必要な周知を行うこと。 ・協議等に係る様式の見直しなどの事務の簡素化

	提案内容	対応方針等
50	社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金等の実施スケジュールの見直し等	児童福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金及び社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金 児童福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金及び社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金については、今後、同様の制度が創設される場合には、執行状況等を踏まえつつ、あらかじめ申請期間を複数回設けることや追加の申請を受け付けること、申請に係る事務連絡等を可能な限り早期に発出することなど、柔軟な対応を行う。
51	指定難病特定医療費支給認定の有効期間の見直し	難病の患者に対する医療等に関する法律（平26法50） 臨床調査個人票（6条1項）については、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会における議論等を踏まえ、個々の疾病の特性を考慮しつつ有効期間の延長の可否について検討し、令和8年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 指定難病の特定医療費支給認定申請（6条1項）については、指定難病患者の利便性の向上及び都道府県等の事務負担の軽減を図る観点から、マイナポータルAPI（自己情報取得API）を活用したオンライン申請について検討し、令和8年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
52	障害者支援施設における設備基準等の見直し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123） 障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（44条3項及び84条2項）の中山間地域等における適用については、地域の実情に応じた持続可能なサービスの提供がなされるよう、社会保障審議会等において検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
53	国民健康保険分野に係る「通知」及び「事務連絡」の整理並びにデータベースへの掲載等による情報公開手法の改善	国民健康保険法（昭33法192） 厚生労働省法令等データベースサービスについては、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、国民健康保険に係る通知等のうち、当該データベースサービスに掲載しておらず、文書保存期間の満了していない通知等を令和8年度中に掲載する。
54	デジタル資格者証を活用した管理栄養士・薬剤師・精神保健指定医の免許証等の交付事務のオンライン化	栄養士法（昭22法245）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭25法123）及び薬剤師法（昭35法146） 免許証（栄養士法4条4項及び薬剤師法7条2項）及び指定医証（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令2条の2の2）の交付事務については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン申請の開始に合わせ、オンライン申請の場合には、都道府県を経由せず、国から直接免許証等を交付する。
55	地域医療介護総合確保基金（医療介護提供体制改革推進交付金（介護事業分））の内示時期の早期化	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平元法64） 地域医療介護総合確保基金（介護分）（6条）については、介護従事者の確保に関する事業の早期着手に資する観点から、毎年度可能な限り早期に各都道府県への内示を行う。
56	相続財産清算人制度の活用促進に向けた整備を行うこと	行旅病人及行旅死亡人取扱法（明32法93）、墓地、埋葬等に関する法律（昭23法48）及び生活保護法（昭25法144） 市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が保管する遺留金銭等の取扱いについては、市町村の円滑な事務の実施に資するよう、令和7年度に実施する調査研究事業の結果等を踏まえ、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」（令3厚生労働省、法務省）の改訂を含め検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案内容	対応方針等
57	引取り手の無い遺留金品の保管・処分の円滑化	<p>行旅病人及行旅死亡人取扱法（明32法93）、墓地、埋葬等に関する法律（昭23法48）及び生活保護法（昭25法144）</p> <p>市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が保管する遺留金銭等の取扱いについては、市町村の円滑な事務の実施に資するよう、令和7年度に実施する調査研究事業の結果等を踏まえ、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」（令3厚生労働省、法務省）の改訂を含め検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
58	国民健康保険に係る高額療養費の支給申請簡素化要綱の廃止	<p>国民健康保険法（昭33法192）</p> <p>国民健康保険の高額療養費（57条の2）の支給申請については、被保険者及び市区町村の負担軽減に資するよう、当該支給申請手続の簡素化による事務処理の普及のために、要綱等の参考例を作成し、都道府県に令和7年度中に周知する。</p>
59	ぴったりサービスの入力フォームにおける機能拡充	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）</p> <p>マイナポータルサービスの検索・電子申請機能については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請に係る機能については、マイナポータルの次期オンライン申請サービスにおいて、入力項目に適したソフトウェアキーボードを表示すること、申請者の入力内容に応じて添付書類の可否を切り替えること及び個人番号の誤入力を防止する方策について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
60	児童扶養手当の様式に個人番号を記載した場合は所得額の記載を不要とすること	<p>児童扶養手当法（昭36法238）</p> <p>児童扶養手当認定請求書（施行規則1条の様式第1号）、児童扶養手当所得状況届（施行規則3条の5の様式第5号の5）及び児童扶養手当現況届（施行規則4条の様式第6号）については、申請者及び地方公共団体の負担軽減を図るため、マイナンバー制度における情報連携による所得情報の取得が可能な場合等は所得の記載を省略することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和7年度中に文書で周知する。</p>
61	ひとり親家庭及び重度心身障害者に対する医療費助成の現物給付化における国民健康保険の減額調整の廃止	<p>国民健康保険法（昭33法192）</p> <p>地方公共団体において実施されているひとり親家庭及び重度心身障害者に対する医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担の減額調整措置については、国民健康保険の財政への影響や地方公共団体における医療費助成の実施状況を踏まえ、当該措置の在り方について検討する。</p>
62	社会資本整備総合交付金システム（SCMS）の機能改修	<p>社会資本整備総合交付金</p> <p>社会資本整備総合交付金システムがより活用しやすいものとなるよう、地方公共団体の意見を踏まえつつ、令和7年度中に運用改善及びシステム改修を行い、地方公共団体等に周知する。</p>
63	国土交通省所管の補助金申請における社会資本整備総合交付金システム（SCMS）の活用	<p>社会資本整備総合交付金以外の国土交通省所管の補助金</p> <p>社会資本整備総合交付金以外の国土交通省所管の補助金に係る事務手続については、補助事業者の事務負担の軽減のため、様式の簡素化・統一化等を行う方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
64	災害復旧事業（補助）における再調査後の設計変更等を可能とすること	<p>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭26法97）</p> <p>「過年発生災害復旧事業の再調査要綱」（昭57建設省河川局長通知）に基づく災害復旧事業等再調査については、再調査以降のやむを得ない状況変化により金額の変更が生じた場合（再調査を実施した年度に完了する工事において変更が生じた場合を含む。）は、一定の手続を経て翌年度以降も引き続き再調査が実施できることを明確化し、都道府県等に対して令和8年中に通知するとともに、災害復旧事業の担当者会議等においても周知する。</p>

	提案内容	対応方針等
65	災害時等における通行規制箇所等の迅速な情報共有が可能なシステムの構築・拡充	災害対策基本法（昭36法223） 都道府県等が国土交通省の防災業務計画（36条1項）に基づき行う、その管理する道路の被災状況の報告については、試行的に運用している情報共有システムの運用状況や地方公共団体の意見を踏まえ、地方公共団体の事務の効率化に資するよう、災害時の情報共有を迅速に実施するための方策を検討し、令和7年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
66	特殊車両通行許可制度の申請・許可業務のシステム一元化	道路法（昭27法180） 特殊車両通行確認制度（47条の10第1項）については、更なる利用促進を図るとともに、地方公共団体の負担軽減に資するよう、電子化してもなお個別に審査を要する箇所について令和7年度中に地方公共団体に対するヒアリング等を実施し、その結果を踏まえて地方公共団体に対し必要な支援を行う。
67	興行場法における都道府県知事の許可の適用除外を追加することによる事務の合理化	興行場法（昭23法137） 興行場の許可（2条1項）については、「集会場及び各種会館その他の施設を興行場として使用する場合の法の運用について」（昭25厚生省公衆衛生局長・建設省住宅局長・文部省社会教育局長通達）一に規定する許可を要しない日数の解釈について、興行ごとではなく興行場ごとに判断できることを都道府県並びに保健所を設置する市及び特別区に令和7年度中に周知する。
68	公営住宅建替事業の定義における「近接する土地」の範囲の明確化	公営住宅法（昭26法193） 公営住宅建替事業（2条15号）の定義における「近接する土地」及び「入居者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内」（37条4項2号）については、事業主体の裁量を制限するものとならないよう留意しつつ、地方公共団体の参考となる事例の公表について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
69	土地区画整理法第29条第2項に基づく公告において住所の告示を不要とすること	土地区画整理法（昭29法119） 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の公告（29条2項）については、当該制度の趣旨を踏まえつつ、個人情報保護の観点から、住所の記載内容の見直しについて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
70	被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化	租税特別措置法（昭32法26） 相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例（35条3項）については、以下のとおりとする。 ・被相続人居住用家屋等確認書（施行規則18条の2第2項2号）に係る申請書の添付書類については、「原則コピー不可」とされているものについても写しによる提出が可能である旨を、市区町村に令和7年度中に周知する。 ・当該確認書の発行事務については、申請者及び市区町村の事務負担を軽減する方向で、その在り方について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
71	地域公共交通確保維持改善事業費補助金におけるエリア一括協定運行事業の申請手続の簡素化等	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平19法59） 地域公共交通計画（5条1項）及び地域公共交通利便増進実施計画（27条の14第1項）については、両計画の記載内容や策定手続等を定める手引、地方運輸局等における伴走支援、エリア一括協定運行事業（「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」（平23国土交通省）18条の3）に係る補助金の取扱いなどについて、地方運輸局等を通じて地方公共団体へ令和8年中に周知する。

	提案内容	対応方針等
72	財産清算人制度を利用した場合における残余財産の地方自治体帰属制度の創設	民法（明29法89）、空家等対策の推進に関する特別措置法（平26法127）及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平30法49） 空家等又は所有者不明土地の適切な管理のため特に必要があると認めるときに地方公共団体が行う相続財産の清算人の選任の請求については、当該請求を行った地方公共団体にその残余財産を帰属させることについて、関係法令の制度趣旨等を踏まえつつ検討し、令和9年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
73	建築基準法第15条第1項に基づく建物の建築等の届出のオンライン化及び建築主事等の経由事務又は市町村の経由事務の廃止	建築基準法（昭25法201） 建築物を建築しようとする場合又は除却しようとする場合の届出（15条1項）については、建築確認電子申請受付システムを活用し、AI等を活用したエラーチェック機能の導入等、建築主事及び建築副主事並びに都道府県の事務負担を軽減する方策について整理した上で、オンラインによる提出を令和9年4月から可能とするよう必要な取組を進める。 上記のシステムの運用状況を踏まえ、基幹統計調査として求められる統計の品質の確保を前提に、建築主事又は建築副主事の経由事務及び都道府県による建築統計の作成や国への送付等に関する事務（同条4項）の廃止について検討し、令和9年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、当面の措置として、令和8年度中に建築着工統計データ管理システムを改修し、建築主事及び建築副主事並びに都道府県による事務の簡素化を図る。
74	耐震シェルター等の命を守る方策に関する安全基準の策定及び適合製品の認定制度の整備等	社会資本整備総合交付金 耐震シェルター等については、命を守るためのシェルター等を活用した防災政策の観点から、地方公共団体における補助に当たっての基準の設定及び製品の積極的な活用の促進に資するよう、地方公共団体において社会資本整備総合交付金の効果促進事業等を活用して補助を行った事例を収集・整理し、地方公共団体に令和8年中に周知する。
75	建築基準法第15条第1項に基づく届出のオンライン化及び建築主事の経由事務の廃止	建築基準法（昭25法201） 建築物を建築しようとする場合又は除却しようとする場合の届出（15条1項）については、建築確認電子申請受付システムを活用し、AI等を活用したエラーチェック機能の導入等、建築主事及び建築副主事並びに都道府県の事務負担を軽減する方策について整理した上で、オンラインによる提出を令和9年4月から可能とするよう必要な取組を進める。 上記のシステムの運用状況を踏まえ、基幹統計調査として求められる統計の品質の確保を前提に、建築主事又は建築副主事の経由事務及び都道府県による建築統計の作成や国への送付等に関する事務（同条4項）の廃止について検討し、令和9年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、当面の措置として、令和8年度中に建築着工統計データ管理システムを改修し、建築主事及び建築副主事並びに都道府県による事務の簡素化を図る。
76	空き家対策の推進のため内部利用可能な情報の範囲の拡大	空家等対策の推進に関する特別措置法（平26法127） 空家等の所有者等に関する情報の内部利用（10条1項）については、固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者の生年月日及び性別の情報について、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行のために必要な限度において、内部利用することが可能であることを、地方公共団体に令和7年度中に通知する。
77	全国共通のマンション管理状況届出システムの構築	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平12法149） 地方公共団体がマンションの管理適正化を推進するための支援策については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、マンション管理組合に対する調査に係る項目例の提示や当該調査の参考となる事例を周知すること等について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案内容	対応方針等
78	住宅用家屋証明交付事務の廃止	<p>租税特別措置法（昭32法26） 住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の税率の軽減措置（72条の2等）における市区町村長の証明事務（施行令41条及び42条1項。以下この事項において「住宅用家屋証明」という。）については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図るため、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用家屋証明書のオンラインによる交付が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和8年中に通知する。 ・市区町村が登記情報連携システムを活用することにより、住宅用家屋証明の申請者に求めている登記事項証明書の添付を省略できるようにするため、当該事務の運用について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
79	国際戦略総合特区設備等投資促進税制における事業実施決定時期の明確化	<p>総合特別区域法（平23法81） 国際戦略総合特区設備等投資促進税制（26条）については、地方公共団体の事務の迅速かつ円滑な執行及び本制度を活用する事業者の効率的な事業の実施に資するよう、地方公共団体等の意見を踏まえ、事業実施が決定された時期に係る考え方の見直しについて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
80	武力攻撃事態等における個人情報の取扱いに関する指針の策定	<p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平16法112） 武力攻撃事態等における安否情報（94条1項）等については、「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」（令5内閣府（防災担当））を参考にしつつ、個人情報の取扱いを整理し、地方公共団体に令和8年度中に通知する。</p>
81	入力業務負担の軽減に資するマイナンバーカードを活用した安否情報システムの改善等	<p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平16法112） 武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システムについては、市区町村の事務負担を軽減するため、個人番号カードの活用など、避難住民等の安否情報の収集等（94条）に係る入力事務の効率化に資する方策について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
82	水道統計調査のオンライン化及び都道府県經由事務の廃止	<p>水道統計調査 水道統計調査については、都道府県及び水道事業者等の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人日本水道協会（以下この事項において「日水協」という。）が実施する調査については、日水協が検討するオンラインによる調査・回答を可能とするシステムが令和9年度を目途に運用開始することに併せて、都道府県經由事務の廃止について検討するよう、日水協に協力を依頼した。 <p>[措置済み（令和7年11月28日付け国土交通省水管理・国土保全局水道事業課事務連絡）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省が実施する調査については、一斉通知・調査システムを活用するなど、オンラインによる調査・回答を可能とするとともに、都道府県經由事務を廃止する方向で検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
83	国土交通省水管理・国土保全局所管の交付金・補助金等に係る事務手続を統一的に処理可能なシステムの構築	<p>社会資本整備総合交付金以外の国土交通省所管の補助金 社会資本整備総合交付金以外の国土交通省所管の補助金に係る事務手続については、補助事業者の事務負担の軽減のため、様式の簡素化・統一化等を行う方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
84	地方公営企業決算状況調査における調査の単位を千円単位から円単位にすること	<p>地方財政状況調査及び地方公営企業決算状況調査 地方財政状況調査及び地方公営企業決算状況調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、これらの調査における金額の入力を円単位とすることについて検討し、令和10年度に予定されている地方財政決算情報管理システムの更改までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

	提案内容	対応方針等
85	高等学校等就学支援金の支給認定事務（転入・編入時）のデジタル化等による簡素化・効率化	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平22法18） 高等学校等就学支援金の受給資格消滅通知（施行規則4条2項）については、高等学校等の事務負担を軽減するため、当該通知の作成に当たり定額制授業料の高等学校等を退学等する生徒に係る履修単位数について記入する方法を、都道府県等に令和7年度中に通知する。
86	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続の簡素化	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭30法179） 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認手続のうち、包括承認事項に関する申請に係る添付書類の簡素化については、地方公共団体の事務の効率化に資するよう、「財産処分手続ハンドブック」（令7文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課）を改正し、地方公共団体に令和7年度中に周知する。
87	「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査」と「指定避難所の防災機能設備等の確保状況に関する調査」の合理化	避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査及び指定避難所の防災機能設備等の確保状況に関する調査 「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査」及び「指定避難所の防災機能設備等の確保状況に関する調査」において共通的な調査項目である「防災機能設備等の確保状況」については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、両調査を一本化するとともに、調査頻度の見直しや調査項目の削減などの運用改善について検討し、令和8年度以降に行う次回調査までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
88	夜間中学における遠隔授業に係る要件緩和	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平28法105） 夜間中学（14条）の設置については、就学機会の確保の観点から、その設置を促進するとともに通学の困難な地域に居住する生徒の受入れに資するよう、分教室や教育センター等における教室の活用事例を収集し、地方公共団体に令和7年度中に周知する。
89	特別支援学校への就学奨励に関する法律における未成年者の保護者の要件の見直し	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭29法144）及び就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭31法40） 児童又は未成年の生徒に係る特別支援教育就学奨励費については、地方公共団体の教育委員会における支給事務の運用実態や未成年後見人の選任等の実態を把握した上で、保護者（学校教育法（昭22法26）16条。以下この事項において同じ。）による申請が困難な場合の対応について、就学に要する経費を実際に負担する者による申請を含めて検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、要保護児童生徒援助費については、市区町村の教育委員会における支給事務の運用実態や未成年後見人の選任等の実態を把握した上で、保護者による申請が困難な場合の対応について、就学に要する経費を実際に負担する者による申請を含めて検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案内容	対応方針等
90	「伝統文化親子教室事業（教室実施型）」の応募手続の市町村経由事務の廃止	<p>伝統文化親子教室事業 伝統文化親子教室事業（教室実施型）については、応募団体及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募団体の問合せ先誤りの防止の観点から、事業の募集案内及びホームページにおいて、問合せ先を明確化した。 <p>[措置済み（令和8年度伝統文化親子教室事業「教室実施型」募集案内（令和7年10月30日伝統文化親子教室事業事務局（株式会社KBC内））、伝統文化親子教室事業ホームページ「令和8年度事業概要（教室実施型）」にて公表）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の円滑な事業の実施に資するよう、マッチングシステムの記載内容を充実させるなど、運用の改善を図る。 ・事業の申請に係る手続については、令和9年度分の募集から地方公共団体を経由せず、オンラインにより申請する方向で検討し、令和8年9月までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
91	特別支援教育就学奨励費負担金及び特別支援教育就学奨励費補助金の実績報告の提出期限の見直し	<p>特別支援教育就学奨励費負担金及び補助金 特別支援教育就学奨励費負担金及び補助金に係る実績報告については、地方公共団体の円滑な事務の執行に資するよう、提出期限の見直しを検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
92	特別免許状及び臨時免許状の授与権者の権限移譲	<p>教育職員免許法（昭24法147） 特別免許状（4条3項）及び臨時免許状（同条4項）の都道府県教育委員会による授与（5条6項）の事務・権限については、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会の意向並びに中央教育審議会での議論も踏まえ、希望する指定都市教育委員会への授与権限の移譲について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>